

## 西海市教育委員会（令和4年第3回定例会）会議録

期 日：令和4年3月29日（火） 午前9時30分開会

場 所：西海市教育委員会 3階大会議室

出席委員：教育長 渡邊 久範

委員 北島 淳朗、寺本 温、川南 まつみ、村山 みほ

出席者：教育次長 山口 英文

教育総務課長 田口 春樹

学校教育課長 楠本 正信

社会教育課長 岩永 勝彦

教育総務課 課長補佐 森下 直也、副参事 浦辺 収

学校教育課 参事 坂口 洋介

社会教育課 課長補佐 堤 猛、浦崎 光芳

書記 林 大樹

傍聴者：なし

### 1. 開会

○教育長

ただいまから、第3回定例教育委員会を開会いたします。

### 2. 会議録署名委員の指名について

○教育長

会議録署名委員を指名いたします。会議録署名委員に北島委員、川南委員を指名いたします。

### 3. 会期決定について

○教育長

会議は本日1日限りといたしますが、ご異議ありませんか。

（異議なし）

異議なしと認め、会議は本日1日限りといたします。

### 4. 教育長諸報告

○教育長

校長会研修会

新型コロナウイルス感染症対策本部会議

電子図書サービス運用開始式

市議会一般質問

教頭会研修会

大島東小学校閉校式

大島西小学校閉校式  
崎戸小学校閉校式  
中学校卒業式  
第4回まちづくり構想策定委員会  
長崎税務署来庁  
令和3年度西海市表彰式  
小学校卒業式  
臨時校長会研修会  
大島こども園卒園式  
西彼青年の家理事会  
退職辞令交付式  
新型コロナウイルス感染症対策本部会議  
第7回西海市行政改革推進本部会議  
第4回社会教育委員会及び第2回学校家庭地域連携推進事業運営委員会

## 5. 議事

日程第1「議案第13号 西海市学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の委嘱について」

○教育長

日程第1「議案第13号 西海市学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の委嘱について」を議題といたします。提案理由の説明をお願いします。

○教育次長

(議案朗読)

学校医の名簿案9番の●●氏についてですが、大島東小学校から大崎小学校の担当ということで変更しております。それから3ページが学校歯科医の名簿案です。●●氏も大崎小学校に変更ということになっております。4ページは学校薬剤師名簿案です。9番と10番で、●●氏を大崎小学校と大崎中学校に変更しております。それから15番の●●氏は大瀬戸中学校で、こちらも薬剤師の変更です。説明としては以上でございます。

○教育長

ただいま、議案第13号の説明がありましたが、質疑ありませんか。

(質疑なし)

質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

(討論なし)

討論なしと認めます。

お諮りします。議案第13号は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(異議なし)

異議なしと認めます。

よって「議案第13号 西海市学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の委嘱について」は、原案のとおり可決されました。

日程第2「議案第14号 西海市スポーツ推進委員の委嘱について」

○教育長

日程第2「議案第14号 西海市スポーツ推進委員の委嘱について」を議題といたします。提案理由の説明をお願いします。

○教育次長

(議案朗読)

3ページが名簿案になります。変更の委員の方は7番の方で、新たに●●氏が委員となられるということです。種目としてはバレーボールということです。説明としては以上でございます。

○教育長

ただいま、議案第14号の説明がありました。質疑ありませんか。

○寺本委員

辞められる委員さんもバレーボールだったのでしょうか。

○社会教育課長

レクリエーションです。

○寺本委員

辞めた委員の種目の協議がなくなることがないように、ご配慮をお願いしたいなと思っております。

○教育長

他に質疑はございませんか。

(質疑なし)

質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

(討論なし)

討論なしと認めます。

お諮りします。議案第14号は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(異議なし)

異議なしと認めます。

よって「議案第14号 西海市スポーツ推進委員の委嘱について」は、原案のとおり可決されました。

日程第3「議案第15号 教育財産の用途廃止及び用途変更について」

○教育長

日程第3「議案第15号 教育財産の用途廃止及び用途変更について」を議題といたします。提案理由の説明をお願いします。

○教育次長

(議案朗読)

まず大島西小学校でございます。不動産(建物)校舎ですね、それからプール施設、また建物でプール専用付属室、ここまでが用途廃止で普通財産へということで、管理としては当分の間教育委員会ということです。それから不動産(土地)で学校用地がございます。

それから4ページになりまして、不動産(建物)で屋内運動場、これは社会体育施設に用途変更しまして、大島西体育館という名称で使用いたします。

5ページからは崎戸小学校になります。不動産(建物)で校舎、不動産(土地)で学校用地、運動場という一覧になっております。6ページが学校用地の続きになります。

7ページに航空写真がございます。大島西小学校でございます。地番もついておりまして、上から見た形です、色のある部分に変更点になります。

それから8ページが配置図になります。教育総務課が所管して管理している配置図になりますが、これに色をつけまして、黄色い部分が用途廃止の部分、それから屋内運動場を社会体育施設へ用途変更したというところでございます。

9ページが崎戸小学校の航空写真ということで、これも色で示しております。写真では体育館が載っておりますが、これはもう解体済みというところでございます。

10ページが配置図になります。黄色い部分が用途廃止ということで、体育館は用途廃止済みということになっております。概略は以上のとおりでございます。説明としては以上です。

○教育長

ただいま、議案第15号の説明がありました。質疑ありませんか。

○北島委員

廃止後の利活用等について、検討委員会等では何か意見は出ているのでしょうか。状況だけお願いします。

○教育総務課長

まず検討委員会の前にですね、小学校の統合に係る審議会の総務分科会の中で、施設の利活用計画についてのご意見をいただいたところですが、その審議会では、ご意見をいただくのみで終わっております。具体的な利活用の案については、提言がなされていなかった状況です。個別で自治会のほうから公民館として使用できないかというお話もあっておりますが、まだそこも具体的にはなっていないという状況です。行政財産を廃止した遊休施設については、教育委員会部局だけではなく、横断的に検討する会が市役所の内部組織にあります。ただ、3月末までは学校施設になりますので、議題になっていない状況です。そういったところを考え合わせて、今後、利活用検討会等にですね、議題として上げるような形で考えているところです。以上です。

○教育次長

少し補足というか、情報をお知らせしますと、大島西小学校の校舎の利活用についてはですね、区長会のほうから、後日、こういうことに使いたいという要望書を出す予定であるということと言われておりまして、要望書を検討して、また活用方法について考えていきたいと思っております。以上です。

○寺本委員

参考までにですが、この統合前に整備したエアコンとか、それから校内LANとか、電子黒板は恐らくどこが持っていかれたらと思うんですけども、そういう附帯した財産というのは、大まかでいいですが、どれぐらい残っているものなのでしょうか。

○教育総務課長

附帯設備の関係ですけれども、まずそのエアコンについてはですね、国の臨時交付金等

を活用した形で、4年ぐらいかけてですね、第1段階での整備そして、コロナの臨時交付金等を使った第2段階での整備等を行っているところですが、特に大島西小学校、崎戸小学校においては、もう統合が決定した段階でもありましたので、第2段階で整備を行っておりません。同様に校内LAN整備についても、児童数が少ないところもありましたので、両校ともですね、整備を行っていない状況です。実際第1段階目で整備をしたそのエアコンについてはですね、まだ設置後の年数がそこまで経っていませんので、他の学校に移設をしたりとか、そういったところは検討しなければいけないのかなと考えてはいるところ

○教育長

他に質疑ありませんか。

(質疑なし)

質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

(討論なし)

討論なしと認めます。

お諮りします。議案第15号は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(異議なし)

異議なしと認めます。

よって「議案第15号 教育財産の用途廃止及び用途変更について」は、原案のとおり可決されました。

日程第4「議案第16号 西海市立小学校及び中学校処務規則の一部を改正する規則の制定について」

○教育長

日程第4「議案第16号 西海市立小学校及び中学校処務規則の一部を改正する規則の制定について」を議題といたします。提案理由の説明をお願いします。

○教育次長

(議案朗読)

6ページからの新旧対照表でご説明したいと思います。下線を引いている部分が変更点になります。まず第3条で省略の名称等を変えたというところがございます。第6条においても同じでございます。第10条においても字句の訂正ということです。それから7、8、9ページは様式第3号の変更です。これはシステムの様式に合わせた変更としております。左側の市の様式に変更するということですね。10ページ以降は削除というところ

です。17ページに改正のポイントを記載しております。校務支援システムとは、ということで、以前も申し上げたかもしれませんが、内容としましては、主に児童生徒の基本情報を管理する学籍系、出欠管理、成績処理、時数管理等の教務系、それから、保健系などの学校事務系、校務の多岐にわたる機能を保有したシステムとなっております。これは長崎県が推奨するシステムで、令和3年度末で8市5町が導入しているというところがございます。

導入の目的としましては、特に校務の効率化、それから教職員の時間的な制約を解消して教育の質の向上を図るというようなところを掲げております。説明としては以上でござ

います。

○教育長

ただいま、議案第16号の説明がありました。質疑ありませんか。

○北島委員

参考までにお聞きしたいんですけども、このシステムの導入によって、先生1人当たり何時間ぐらいのですね、例えば週何時間とか、月何時間とかでも結構ですが、効率化が想定されているのかということと、それから、やっぱこういうシステムを導入する場合、当然そこに慣れていかないといけない部分もあるので、難易度にもよるのでしょうか、先生に対しての研修とか、そういったところも考えておられるのかというところをお聞かせください。

○学校教育課長

学籍の取りまとめに時間がかかっておりまして、超過勤務を1日1時間から1.5時間減らすことが可能だという統計が出されております。そういったところで、実際、学校に導入してみると好評なのは、この8市5町の先生の名前を検索すると、その名前だけでメールが送れるようになります。そういった教職員同士の連携も可能ですし、校内の連絡掲示板も有効活用をしていて、とても便利だという話も受けております。研修につきましては、1番最初は職種ごとの説明と、最初に管理職で研修を今年度の秋ぐらいからやっております。今は試用期間中でございますので、4月1日からは正式導入という形で、円滑に運営が進められていると思っております。

○教育長

他に質疑ありませんか。

(質疑なし)

質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

(討論なし)

討論なしと認めます。

お諮りします。議案第16号は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(異議なし)

異議なしと認めます。

よって「議案第16号 西海市立小学校及び中学校処務規則の一部を改正する規則の制定について」は、原案のとおり可決されました。

日程第5「議案第17号 西海市招致外国青年任用規則の一部を改正する規則の制定について」

○教育長

日程第5「議案第17号 西海市招致外国青年任用規則の一部を改正する規則の制定について」を議題といたします。提案理由の説明をお願いします。

○教育次長

(議案朗読)

説明としては4、6ページからの新旧対照表で要点をご説明いたします。

第6条で報酬の支給日を21日から25日に修正をしております。これは実態に合わせた修正というところです。それから第10条で勤務時間、これも午前8時30分から午後4時15分を、午前8時から午後3時45分に変更しております。次に7ページです、特別休暇の欄、第14条に追加がございます。詳しくは改正のポイントで説明いたします。

改正のポイントです。今回の改正の理由としましては、外国青年招致事業の身分が会計年度任用職員であるということで、非常勤職員の休暇制度の改正が行われたので、それを反映させるために変更したというところです。主な改正点ですが、不妊治療のための休暇、配偶者出産休暇、配偶者育児参加のための休暇、それから産前休暇産後休暇が無給から有給になりました。主にこの4点を改正したというところでございます。説明としては以上です。

○教育長

ただいま、議案第17号の説明がありました。質疑ありませんか。

○寺本委員

手厚い改正だと思いますが、ALTの人にはあまり現実的でない部分が多いかと思えます。辞めてから結婚するという話を聞いたことがあります。夫婦で日本に来られるとか、日本で出会って結婚されたりとかいう、西海市内でそういうALTさんがおられたかどうか教えてください。

○学校教育課長

私が課長をしている平成30年からはそういった方はいらっしゃいませんでした。

○北島委員

おそらく育児介護休業法の改正があって、それに対応したものということですよ。特別に西海市でつくったということではなくて。

○教育長

他に質疑ありませんか。

(質疑なし)

質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

(討論なし)

討論なしと認めます。

お諮りします。議案第17号は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(異議なし)

異議なしと認めます。

よって「議案第17号 西海市招致外国青年任用規則の一部を改正する規則の制定について」は、原案のとおり可決されました。

日程第6「議案第18号 西海市文化財保護審議会規則の一部を改正する規則の制定について」

○教育長

日程第6「議案第18号 西海市文化財保護審議会規則の一部を改正する規則の制定について」を議題といたします。提案理由の説明をお願いします。

○教育次長

(議案朗読)

新旧対照表で改正点をご説明したいと思います。まず、第1条ですが、これは字句の訂正ということで通常使う形に修正をさせていただいております。第2条についても同じでございます。それから第6条で専門部会の設置ということで追加をさせていただいております。審議会に専門の事項を調査するため、専門部会を置くことができる、ということで、あとは会議の要領を定めて第6号まで定めているというところでございます。それから第7条に庶務を入れておるというところでございます。改正のポイントですが、西海市内の文化財候補について、専門部会を設置して調査をするということを想定しておりまして、この専門部会で調査をいただくことでスムーズな審議会の決定を図ることができると考えております。説明としては以上でございます。

○教育長

ただいま、議案第18号の説明がありました。質疑ありませんか。

(質疑なし)

質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

(討論なし)

討論なしと認めます。

お諮りします。議案第18号は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(異議なし)

異議なしと認めます。

よって「議案第18号 西海市文化財保護審議会規則の一部を改正する規則の制定について」は、原案のとおり可決されました。

日程第7「議案第19号 西海市教育委員会会計年度任用職員の任用等に関する規則の一部を改正する規則の制定について」

○教育長

日程第7「議案第19号 西海市教育委員会会計年度任用職員の任用等に関する規則の一部を改正する規則の制定について」を議題といたします。

議案第19号は、事務局より議案の取下げの申し出がっております。

日程第8「議案第20号 西海市奨学資金貸付基金条例施行規則の一部を改正する規則の制定について」

○教育長

日程第8「議案第20号 西海市奨学資金貸付基金条例施行規則の一部を改正する規則の制定について」を議題といたします。提案理由の説明をお願いします。

○教育次長

(議案朗読)

3ページの新旧対照表でご説明をいたします。下線は字句の訂正をさせていただいております。別表の第6条関係、こちらで入学一時金300,000円とあるのを、300,000円以内に

変更させていただいております。5ページは改正のポイントです。現在、入学一時金は一律300,000円となっておりますが、満額は必要ないという場合も想定され、返還の際の負担となることもあるため、こういった改正をしたいというところでございます。説明としては以上です。

○教育長

ただいま、議案第20号の説明がありました。質疑ありませんか。

(質疑なし)

質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

(討論なし)

討論なしと認めます。

お諮りします。議案第20号は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(異議なし)

異議なしと認めます。

よって「議案第20号 西海市奨学資金貸付基金条例施行規則の一部を改正する規則の制定について」は、原案のとおり可決されました。

日程第9「議案第21号 西海市教育委員会事務局組織規則等の一部を改正する規則の制定について」

○教育長

日程第9「議案第21号 西海市教育委員会事務局組織規則等の一部を改正する規則の制定について」を議題といたします。提案理由の説明をお願いします。

○教育次長

(議案朗読)

8ページから新旧対照表になりますので、主な変更点についてはこちらでご説明をしたいと思います。まず8ページですが、教育総務課のほうから並んでおりますけれども、下線を引いた部分は、字句の訂正というところです。学校教育課の市立幼稚園に関することを削除して、号を詰めているというところでございます。それから社会教育課においても字句の訂正をさせていただいております。9ページも字句の訂正ということですね。

それから11ページになります。電子公印規則の改正の部分で、さいかい力創造部情報交通課長という表現を新たに情報推進課長に変更しております。

それから13ページですね、任用等に関する規則の改正で、特別支援教育補助員という項がありましたが、これは削除させていただいております。これは幼稚園に勤務する方の補助ということ。説明としては以上でございます。

○教育長

ただいま、議案第21号の説明がありました。質疑ありませんか。

(質疑なし)

質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

(討論なし)

討論なしと認めます。

お諮りします。議案第21号は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(異議なし)

異議なしと認めます。

よって「議案第21号 西海市教育委員会事務局組織規則等の一部を改正する規則の制定について」は、原案のとおり可決されました。

日程第10「議案第22号 西海市通学路安全推進会議設置要綱の一部を改正する告示の制定について」

○教育長

日程第10「議案第22号 西海市通学路安全推進会議設置要綱の一部を改正する告示の制定について」を議題といたします。提案理由の説明をお願いします。

○教育次長

(議案朗読)

3ページが新旧対照表でございますが、第4条第5号で西海市西海ブランド振興部農林課とありますが、名称が変わりますので、農林緑推進課という名称に変更させていただきたいと思っております。説明としては以上でございます。

○教育長

ただいま、議案第22号の説明がありましたが、質疑ありませんか。

(質疑なし)

質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

(討論なし)

討論なしと認めます。

お諮りします。議案第22号は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(異議なし)

異議なしと認めます。

よって「議案第22号 西海市通学路安全推進会議設置要綱の一部を改正する告示の制定について」は、原案のとおり可決されました。

日程第11「議案第23号 西海市中学校部活動補助金交付要綱の一部を改正する告示の制定について」

○教育長

日程第11「議案第23号 西海市中学校部活動補助金交付要綱の一部を改正する告示の制定について」を議題といたします。提案理由の説明をお願いします。

○教育次長

(議案朗読)

これまで補助金額については、第2条で示したとおり25,000円ということで、一律でございました。そこをですね、一部活動当たり10,000円に、1,500円に当該部活動の部員数を乗じて得た額を加えた額以内で市長が定める額とするとさせていただいております。4

ページに改正のポイントですが、部員数による不均衡を解消するために、こういった形で改正をさせていただきたいということでございます。説明としては以上です。

○教育長

ただいま、議案第23号の説明がありました。質疑ありませんか。

○北島委員

参考に教えていただきたいんですけども、おそらく試算をされていらっしゃると思うんですが、今回の改正で最も多いところ、それから最も少ないところ、平均など教えていただければと思います。

○学校教育課長

令和2年度の部活の人数で1番多いところがですね、西彼中学校の野球部で18名でございました。少ないところは江島、平島の1名です。そういった場合には11,500円ということになります。そう考えると、これまで25,000円一律でしたけれども、各部活動の人数によって、適当な額を配布できるのかなと思っております。

○北島委員

有効に、そして公正にということで今回改正されるわけなんです。最後にご説明のあった江島、平島というのは1名に対して11,500円ですので、他の学校よりも1人当たりの額が多くなっていくわけですね。有効に活用していただきたいと思いますが、使わなかった分については返還とか、そういう形になるのでしょうか。

○学校教育課長

過去4年間で返還があった部活動はございませんでした。ただ、1人で25,000円あって、個人といたしまししょうか、1足シューズを買ったという事例もございまして、それは果たして有効かというご意見をいただいたこともございました。部活動で活用すると言って買ったんですけども、そういったところもございまして、そういうのが、無くなるのかなと、思っているところです。

○教育長

他に質疑ありませんか。

(質疑なし)

質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

(討論なし)

討論なしと認めます。

お諮りします。議案第23号は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(異議なし)

異議なしと認めます。

よって「議案第23号 西海市中学校部活動補助金交付要綱の一部を改正する告示の制定について」は、原案のとおり可決されました。

日程第12「議案第24号 西海市子ども体験活動事業費補助金交付要綱の一部を改正する告示の制定について」

○教育長

日程第12「議案第24号 西海市子ども体験活動事業費補助金交付要綱の一部を改正する告示の制定について」を議題といたします。提案理由の説明をお願いします。

○教育次長

(議案朗読)

説明としましては、4ページからの新旧対照表でご説明をしたいと思います。第2条で補助金の交付を受ける団体が補助対象事業の実施に当たり努めなければならないものを追加しております。

7ページで芸術鑑賞活動を追加しております。18歳以下の者ということで、限度額を1,000千円ということで、新たに設定をしております。

それから8ページでございます。これまでは競技力向上のための招へいということで、これまで上限額が300千円というところでしたが、上限額1,000千円に上げております。

9ページでございます。ここの補足的に書いてあるところで、上記補助対象事業を2事業以上組合せた場合、補助限度額は全事業で1,000千円に変更になっております。

10ページの改正のポイントですが、改正の理由としては、教育委員会が推進しているはあとふる運動の趣旨をです、この子ども体験活動事業で啓発していただくという趣旨、それから、これまで300千円という限度額で、なかなか活用ができなかった事業についても、限度額を1,000千円に増額をして、大いに活用していただくという趣旨でございます。ポイント2として、どの程度啓発していただくかということですが、特に強制的なことではなくて、口頭であったり、冊子に記載していただく、そういったことを考えているというところがございます。ポイント4でございますが、今回、芸術鑑賞活動を加えさせていただいておりますが、楽団、オーケストラなどの演奏鑑賞会やサーカス、雑技団などの公演会や狂言、歌舞伎などの民主演劇や著名な方によるサイエンスショーなどの講演会などを想定しているというところがございます。説明としては以上です。

○教育長

ただいま、議案第24号の説明がありました。質疑ありませんか。

○北島委員

新年度は文化振興に力を入れていただくということで大変期待をしているところなんですけれども、そうした中で、この夢基金といいますか、体験活動についての補助額も増額というところ。これまで300千円だったところが3倍以上の1,000千円となった根拠といいますか、想定されているものがあるのでしょうか。

それと、新年度の事業の中で何か想定されているところもあつたことだったのか。

それからもう一つ、文化活動と芸術鑑賞活動で、300千円と1,000千円という違いがある理由というのは何でしょうか。スポーツも1,000千円あるわけですので、芸術文化活動というくりにしてもよかったのかなと思ったりもしました。

最後に、はあとふる運動の周知、PR、というものを条件にするということは非常にいいことだと思うのですが、ぜひ実績報告にしっかりとその周知内容というか、方法等も報告していただくような様式にさせていただければなと思つたところです。

○社会教育課長

今回、招へいの部分について、限度額を1,000千円に上げさせていただいたというところですが、今まで利用者などから子ども夢基金について有効活用するよとということ、

本物の芸術等に触れる機会をつくっていただければというようなご要望等も出てきたところで、今回見直しを検討しました。金額の根拠につきましては、市にいろいろな業者のから、こういう芸術鑑賞会とか、どういう人を呼んだら大体どれくらいかかりますよといった案内等があるんですけども、それを見たときに、大体1,000千円ぐらいを想定しておけば、ある程度著名な方も呼べるということで設定をさせていただいたところです。今後、はあとふる運動であったり子ども夢基金の活用については、広く市民の方にも知っていただきたいというところがありますので、実績報告に証拠として提出をしていただいて、できるだけ市民の方に周知ができればと考えております。想定している事業は今のところまだありませんので、今後募集をしていく中で、それぞれの団体が手を挙げていただければいいのかなと思っています。1点検討をされているのが文化協会のほうで、アルカス佐世保の楽団を大島文化ホールに呼んで、何か取組ができないかという話をしている段階です。

文化活動の300千円と芸術鑑賞活動の1,000千円の違いというところですが、そこについては文化芸術活動で本物の芸術に触れていただきたいということで多めの1,000千円を、今まで取り組んでいただいていた文化活動についてはそのまま残すという形で、新たに芸術鑑賞活動という別枠を設けたということです。

#### ○北島委員

ありがとうございます。それぞれの補助金を生かして、本当に西海市に文化の花をたくさん咲かせていただければなというふうに思っております。

最後の説明にありました文化活動と芸術鑑賞活動の区分というところですが、おそらく制度設計される側は、これまでの市民活動を文化活動的な意味合いで取られているのでしようが、文言の概念としては、当然その芸術も文化の中に入っているわけですので、その辺のところは議論になるかもしれませんが、いわゆる文言の検討というのはされないと誤解が生じるかなと、市民文化活動という意味であれば十分わかります。そのところ、ご検討いただければなと思ったところです。

#### ○社会教育課長

そういう誤解が生じないように検討を進めていきたいと思っております。ありがとうございます。

#### ○寺本委員

はあとふる運動も、せっかく大切な運動が立ち上げられたのに、なかなか啓発ができていないというか、携わった人しか知らないで、西海市の運動にまだなっていない。そこをこういう形で啓発してくださることもありがたいなと思います。案ですけど、例えば当分の間は参加者にははあとふる運動のクリアファイルをプレゼントするとか、あまり費用かからない形で、何かそういうアイデアがあればなと思います。さらに、子ども夢基金も西海市独特のもので、非常に大切な基金をつくってくださっているもので、このことも、何かもう少し西海市全体に広がってくればなと思います。ありがとうございました。

#### ○教育総務課長

寺本委員さんからご意見いただきました。まず子ども夢基金事業については、来年度から基金を取崩して、事業に充てるという形で大きく見直しをかけたところです。これまで7,430千円ぐらいの事業費だったところですね。来年度はその倍以上の事業費で組んでお

ります。そういったところですね、子ども夢基金の活用については、少しずつ進めていきたいと思っているところです。併せて、はあとふる運動の啓発の部分についても、社会教育課で来年度新規事業として、啓発事業を立ち上げております。寺本委員さんからですね、クリアファイルというお話があったんですが、エコバックを配布するなど社会教育課で計画しておりますので、ご紹介をさせていただきたいと思います。

○教育長

他に質疑ありませんか。

(質疑なし)

質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

(討論なし)

討論なしと認めます。

お諮りします。議案第24号は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(異議なし)

異議なしと認めます。

よって「議案第24号 西海市子ども体験活動事業費補助金交付要綱の一部を改正する告示の制定について」は、原案のとおり可決されました。

日程第13「議案第25号 西海市立小学校及び中学校児童・生徒通学費補助金交付要綱の一部を改正する告示の制定について」

○教育長

日程第13「議案第25号 西海市立小学校及び中学校児童・生徒通学費補助金交付要綱の一部を改正する告示の制定について」

○教育次長

(議案朗読)

これまでは月額500円、ただし、次の地区は月額1,000円とするということで、ときわ台小学校区(川山地区)、西彼中学校区(川山地区)、西海中学校区(寄船)ということでしておりました。こちらを見直しまして、ときわ台小学校区(川山地区)で月額4,000円、西彼中学校区(川山地区)で月額3,000円、西海中学校区(寄船)で月額3,000円、上記以外の校区は月額500円ということで整理をさせていただいております。5ページに改正のポイントを記載しておりますが、改正の主な内容としまして、実際川山地区や寄船は距離が5kmから7km程度と、路線バス通学に相当する距離となっております。そういったところを一律500円や1,000円としていたところですが、距離に応じた徒歩通学における地区間の不均衡を解消するために補助額の見直しを行ったというところがございます。積算の根拠でございますがポイント2に示しております。川山集会所からときわ台小学校まで7.5km、西彼中学校まで5.1kmということで、路線バスの定期代を計算して、約半額を今回の補助額としたということで、寄船においては西海中学校区で5.7kmでございます。そういったところで試算をして、約半額で端数整理をしたというところなんです。令和4年度の対象者数でございますが、今回見込んでいるのが、ときわ台小学校で2名、西彼中学校で1名、西海中学校で3名ということで、計6名を見込んでいるというところなんです。説明とし

ては以上でございます。

○教育長

ただいま、議案第25号の説明がありました。質疑ありませんか。

○北島委員

5 kmから7 kmとなりますと、低学年だと2時間ぐらいとか、そういうことになろうかと思うんですけども、家族の乗用車での通学とかですね、そういったところもあっているのか、実態を教えてくださいと思います。

○教育総務課長

実態については、家族の自家用車での送迎という形になっております。

○村山委員

この金額は妥当なものとして、いいと思うんですけども、実際にこの川山地区以外でも通学費補助について何か不服とか、そういった報告や相談とかなかったのでしょうか。

○教育総務課長

今回の改正に至った背景ですが、昨年12月の第4回定例市議会において、市議会の議員さんから一般質問を受けております。内容としては、旧町時代に川山地区についてはスクールバスを運行していたということで、スクールバスが運行できないかということ等の提案がっております。その答弁といたしまして、路線としては運行が難しいところがありますので、自家用車を結局スクールバスという形に見立てて、経費について補助をするというふうな形で答弁をさせていただいたところです。他の通学費補助金についての補助額の要望等は現在届いていない状況です。補助金の前払いというんですかね、現物給付ができないかという話はあるんですが補助額についての要望等はございません。また、通学費補助金と同様に検討しなければいけないのがスクールバスの運行の部分にもなりますので、スクールバスの運行であったり、補助金の交付について、やはり総合的に検討しなければいけない課題ではないのかなというふうには認識しているところです。以上です。

○教育長

他に質疑ありませんか。

(質疑なし)

質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

(討論なし)

討論なしと認めます。

お諮りします。議案第25号は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(異議なし)

異議なしと認めます。

よって「議案第25号 西海市立小学校及び中学校児童・生徒通学費補助金交付要綱の一部を改正する告示の制定について」は、原案のとおり可決されました。

日程第14「議案第26号 西海市教育委員会事務決裁規程等の一部を改正する訓令の制定について」

○教育長

日程第14「議案第26号 西海市教育委員会事務決裁規程等の一部を改正する訓令の制定について」を議題といたします。提案理由の説明をお願いします。

○教育次長

(議案朗読)

新旧対照表が33ページからになります。商工観光物産課長が、ふるさと資源推進課長に変更ということです。35ページでは公立幼稚園等がなくなったこと等を勘案しまして、幼稚園教育に関することに、一括してまとめております。区分を設けまして簡易なもの、重要なもの、特に重要なものとして、幼稚園教育に関することとしてまとめさせていただいております。

それから37ページですね、社会教育関係施設の整備について、施設の管理運営に関することは、全部教育委員会としておりました、これも区分を実態に合わせて設けさせていただいております、決裁を分けさせていただいております。それから38ページの補助金交付に関することについても決裁区分が一つであったものを、実態に合わせて分けさせていただいているというところです。それから39ページの上段においては字句の訂正、39ページにおいては、文化祭の企画及び開催というところを、各種文化活動補助金の交付に関することという表現に変えさせていただいて、区分をさせていただいているというところです。それから40ページになります。新たに文化施設の利用許可に関することとして追加ということです。41ページの指定文化財の環境整備に関することにつきましては実態に合わせて削除ということです。43ページになります。各種スポーツ活動補助金の交付に関することとしまして、区分を設けさせていただいているというところです。45ページになります。市民体育大会の企画、運営に関することで合議先等を総務部長、統括総合支所長としておりましたが、こちらは実態に合わせて削除ということでさせていただいております。それから47ページになります。こちらは字句の訂正ということです。49ページになります。スポーツ傷害保険に関する欄については削除ということです。それから、50ページについては字句の訂正です。

53ページは職員の服務に関する規定です。こちらについては別表第1(第3条関係)で記載しておりました特別支援教育補助員を削除ということでしております。別表第2も同様です。56ページでございますけれども、第3条第1項第1号を削除しております。それから57ページの表の修正ですが、左下に教育総務課長確認欄ということで、自家用の公務使用について様式の変更をさせていただいているというところです。

58ページに改正のポイントがあります。市立幼稚園が認定こども園に移行したことにおける改正、ポイント2の主な内容として、市の機構改革の再編に伴う改正ということ。それから職員の服務規程に関すること、特別支援教育補助員の改正、それから自家用車の公務使用ということで、主にこの3つを改正させていただいたというところでございます。説明としては以上です。

○教育長

ただいま、議案第26号の説明がありました。質疑ありませんか。

○寺本委員

45ページの市民体育大会の企画、運営に関することは削除ということで、実情に合わせ

て削除と説明がありましたが、どういう実情なのかを教えてください。

○社会教育課長

市民体育大会につきましては、西海市体育協会が実際に運営をしている部分でありまして、市では計画等を行わないような実態になっておりますので、削除をさせていただいております。以上です。

○教育長

他に質疑ありませんか。

(質疑なし)

質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

(討論なし)

討論なしと認めます。

お諮りします。議案第26号は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(異議なし)

異議なしと認めます。

よって「議案第26号 西海市教育委員会事務決裁規程等の一部を改正する訓令の制定について」は、原案のとおり可決されました。

日程第15「議案第27号 西海市教育委員会文書規程の一部を改正する訓令の制定について」

○教育長

日程第15「議案第27号 西海市教育委員会文書規程の一部を改正する訓令の制定について」を議題といたします。提案理由の説明をお願いします。

○教育次長

(議案朗読)

4ページの新旧対照表でご説明をいたします。西海市教育委員会文書規程でございますけれども、第2条第1項に第16号、第17号を追加しております。統合型校務支援システム、教育委員会事務局の職員の使用に係る電子計算機、市立小学校及び中学校の教職員の使用に係る電子計算機と、クラウド・コンピューティング・サービスを利用して、電気通信回線で接合し、接続した電子情報処理組織で、公務に関する事務を処理するものをいうというようなところで、第17号においては記載のとおりというところでございます。

それから5ページが統合型校務支援システムにおける電子決裁ということで、第12条を追加しております。ここに書かれているとおり決裁について規定したというところでございます。

7ページでございます。第26条に統合型校務支援システムシステムにおける電子文書の保存等について規定をさせていただいております。説明としては以上でございます。

○教育長

ただいま、議案第27号の説明がありましたが、質疑ありませんか。

○寺本委員

学校の教職員が使うコンピューターと、この教育委員会のコンピューターも繋がるとい

うことで、教育委員会においても各学校の先生の業務のことが即座に把握できるようになると考えていいのでしょうか。

○学校教育課長

教育総務課、学校教育課、社会教育課に専用の端末を2台ずつ、学校教育課については指導主事は全員持っております。そこでネットワークにつながっている1番の理由は、文書配布の部分でございます。公文書を、このネットワーク上で、電子で飛ばすことによって、学校負担も軽減できるというものでございます。個人情報については、データが保存されている、エリア内、つまり学校内だけでの閲覧になりますので、職員が全員見られるというものではございません。

○教育長

他に質疑ありませんか。

(質疑なし)

質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

(討論なし)

討論なしと認めます。

お諮りします。議案第27号は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(異議なし)

異議なしと認めます。

よって「議案第27号 西海市教育委員会文書規程の一部を改正する訓令の制定について」は、原案のとおり可決されました。

日程第16「議案第28号 西海市通学支援員設置規程の一部を改正する訓令の制定について」

○教育長

日程第16「議案第28号 西海市通学支援員設置規程の一部を改正する訓令の制定について」を議題といたします。提案理由の説明をお願いします。

○教育次長

(議案朗読)

3ページが新旧対照表です。有効期限として公布の日から起算して9年を経過した日の属する年度の末日限り、その効力を失うという表現のところを、12年に変更して、3年延長をさせていただいております。4ページが改正のポイントになります。松島地区の児童に対して、引き続き、登下校時の安全を確保するため、3年延長するというところでございます。説明としては以上です。

○教育長

ただいま、議案第28号の説明がありました。質疑ありませんか。

(質疑なし)

質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

(討論なし)

討論なしと認めます。

お諮りします。議案第28号は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(異議なし)

異議なしと認めます。

よって「議案第28号 西海市通学支援員設置規程の一部を改正する訓令の制定について」は、原案のとおり可決されました。

日程第17、議案第29号、西海市教育委員会職員の自家用車の公務使用に関する規程の一部を改正する訓令の制定について、を議題といたします。議案第29号は、事務局より議案の取下げの申出があっております。

日程第18、議案第30号、西海市立小学校、小中学校に勤務する、職員の服務に関する規程の一部を改正する訓令の制定についてを議題といたします。議案第30号についても、事務局より議案の取下げの申出があっております。

以上で、本日の議事は全て終了いたしました。

## 6. その他

各課報告（資料により報告）

次回の定例教育委員会：4月28日（木）午前9時30分～

## 7. 閉会

○教育長

これで、本日の定例教育委員会を閉会します。（午前11時30分閉会）